

山梨県身延町

田舎暮らし体験施設
古関館

身延町役場企画政策課 田舎暮らし推進担当



～身延町田舎暮らし体験施設 ご利用について～

身延町田舎暮らし体験施設条例及び施行規則をよくお読みいただき、制度の趣旨・注意点等をご理解のうえお申込みください。なお、体験施設に住民票を異動すること及びペットを持ち込むことは出来ません。

- ◆**利用対象者** 身延町への移住を考え、町民と積極的に交流する意思がある方が別に定める利用に関する規則などを遵守できる方
- ◆**利用期間** 年度単位(4月～翌年 3 月)となりますので、年度途中からのご利用の場合も、3 月 31 日で契約満了となります。
- ◆**利用料金** 年間 240,000 円(年度途中からの場合は月割になります。)

～身延町田舎暮らし体験施設 ご利用の流れ～

1 施設の見学

体験施設を利用したい方は、施設内の見学が必要です。見学は、施設を利用している方がいない場合、随時受け付けています。

2 利用の申込み

見学後、利用を決めた場合は、「田舎暮らし体験施設利用申請書(新規)」に関係書類を添付して提出してください。

3 利用者の選考

書類審査及び面接(企画政策課長、田舎暮らし推進担当、地区区長、地区組長)により選考します。利用が決定された場合は、「利用許可通知書(新規)」を送付します。

4 利用契約

利用者は、町と利用契約を締結します。契約の締結には、施設の使用料その他の債務を保証する連帯保証人が必要となります。使用料は、契約締結後 2 週間以内に納付してください。

5 利用開始

施設の鍵をお渡しします。利用者は地域の皆さんと積極的に交流してください。

- ・地域の行事には積極的に参加してください。
- ・道路整備作業や河川清掃など、地区で行う奉仕活動に積極的に参加してください。
- ・地域のしきたり、地域の約束事や決め事を守ってください。

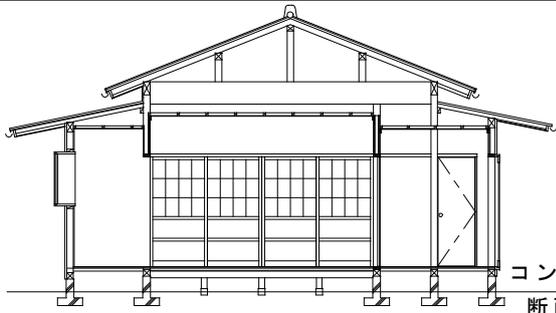
6 利用の更新

最長 2 年度間まで利用が可能です。利用期間を更新したい場合、契約期間満了の 3 か月前までに「田舎暮らし体験施設利用申請書(継続)」を提出してください。継続利用が決定されると「田舎暮らし体験施設利用許可通知書(継続)」を送付します。更新契約を締結後、2 週間以内に使用料を納付してください。

7 施設の明渡し

契約期間満了日又は契約解除の日の翌日から 1 か月以内に施設を明け渡していただきます。施設の清掃や必要な修繕、電気・ガス・水道等の休止手続きを済ませてください。また、明渡しの際は、田舎暮らし推進担当の確認を受けてください。

■ 古関館 ■



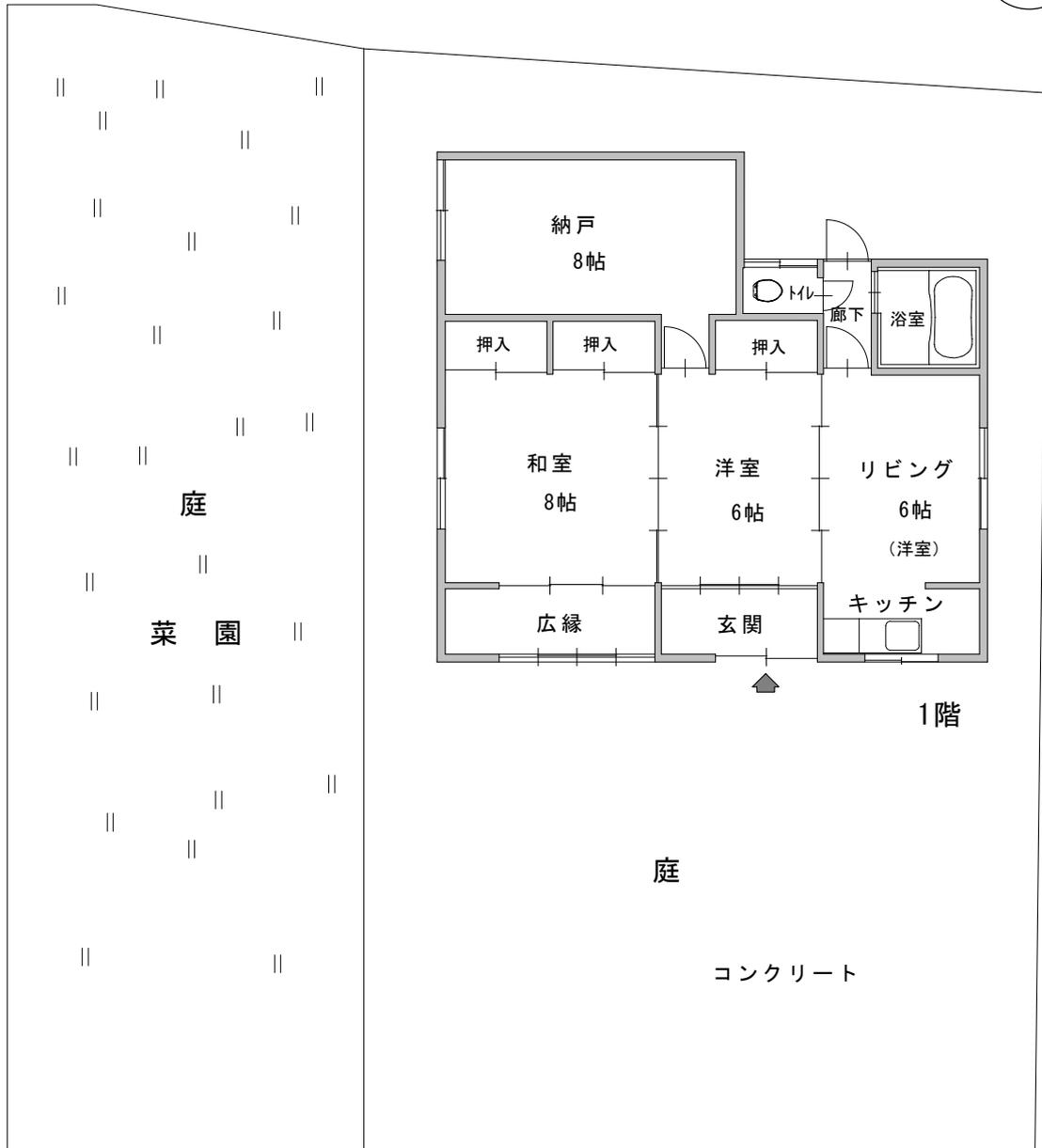
コンパクトな平屋の建物です。
断面図

近くに公民館
グラウンド
(旧小学校)

近くに体育館

周囲は地区の中心部で、公民館や体育館が近くにありますが

道路



隣家

コンパクトで使い勝手の良い建物です

配置図・平面図

縮尺 1/120

山梨県南巨摩郡身延町古関127番地

構造／規模：木造平屋建て 延床面積＝69.82㎡

既存の空間を残し、生かしながら、キッチン・居間・浴室(ユニットバス)を新しくしています。

和室8畳



フローリング



キッチン

バス

トイレ

○身延町田舎暮らし体験施設条例

(平成 25 年 3 月 22 日条例第 3 号)

改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 身延町への移住を促進し、及び都市部の住民との交流を通して地域の活性化を図るための施設として、田舎暮らし体験施設（以下「体験施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条

名称	位置
古関館	身延町古関 127 番地
清子館	身延町清子 3043 番地

(利用の許可)

第 3 条 体験施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、前項の許可がなくても体験施設を利用することができる。

(利用期間)

第 4 条 体験施設の利用期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、年度の中途から利用の許可を受けた場合の利用期間は、許可の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

2 前項に定める利用期間は、規則で定めるところにより更新することができる。

(利用の制限)

第 5 条 町長は、第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体験施設の利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を汚損し、又は破壊するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が利用させることが適当でないとき。

(利用者の義務)

第 6 条 利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守し、細心の注意を払ってこれを利用しなければならない。

(使用料)

第 7 条 利用者は、次に定める使用料を前納しなければならない。

年間使用料	備考
240,000 円	年度の中途からの利用又は年の中途までの利用については、月割計算により算出する。

(使用料の不還付)

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 利用者は、体験施設の設置の目的以外に施設を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により体験施設若しくは備品等を滅失し、若しくは汚損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(立入り)

第11条 町長は、体験施設の防火、構造の保全その他体験施設の管理上、特に必要があると認めるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、当該体験施設に職員を立ち入らせることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、火災による延焼を防止する必要があるとき、その他緊急の必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ることなく、体験施設に立ち入ることができる。この場合において、当該立入りが利用者の不在の間に行われたときは、事後においてその旨を当該利用者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第8号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、身延町田舎暮らし体験施設条例(平成 25 年身延町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の公募方法)

第 2 条 町長は、条例第 2 条に掲げる体験施設の利用者を公募するものとする。

2 前項の公募は一般公募とし、利用を希望する者は現地見学会に参加するなど体験施設を確認した後に、田舎暮らし体験施設利用申請書(新規)(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(選考の方法)

第 3 条 町長は、前条第 2 項の規定により利用の申込みをした者を次に掲げる事項に基づき審査し、体験施設の利用者を決定するものとする。

(1) 町民と積極的に交流する意志を有する者

(2) 利用に関する規則などを遵守できる者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項に規定する利用の決定の日の翌日から起算して 1 年以内に当該施設に空きが生じたときは、前項の審査の結果により適当と認める者の中から利用者を決定することができる。

3 町長は、体験施設の利用者を決定したときは、田舎暮らし体験施設利用許可通知書(新規)(様式第 2 号)を当該申込者に送付するものとする。

(利用契約)

第 4 条 利用者は、田舎暮らし体験施設利用契約書(以下「契約書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の契約書には、利用者の印鑑証明書及び連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(連帯保証人等)

第 5 条 前条の連帯保証人は、利用者とは独立した生計を営む者であって当該利用者の体験施設の使用料その他の債務を保証する能力を有するものでなければならない。

2 利用者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに前項の条件を具備する連帯保証人を決定し、町長の承認を得なければならない。

3 利用者は、連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(利用者以外の利用)

第 6 条 条例第 3 条第 2 項の規定による町長が認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者と地域住民の交流に使用するとき。

(2) 町の実施する事業への協力を行うために使用するとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が特別な事情があると認めるとき。

(利用期間の更新)

第 7 条 条例第 4 条第 2 項に規定する利用期間を更新しようとする者は、当該利用期間の満了する 3 月前までに田舎暮らし体験施設利用申請書(継続)(様式第 3 号)により申請し、連続する 2 年以内の範囲で更新することができるものとする。この場合において、年度途中の契約による 1 年に満たない利用期間は連続する 2 年の範囲内に含むものとする。

2 町長は、前項の申請により体験施設の利用者の継続利用を決定したときは、田舎暮らし体験施設利用許可通知書(継続)(様式第4号)を当該利用者に送付するものとする。

(利用の中止)

第8条 契約期間内に体験施設の利用を中止しようとする利用者は、田舎暮らし体験施設利用中止届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(禁止行為)

第9条 利用者は、施設の利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 原状回復若しくは撤去が容易でない模様替え又は増築を行うこと。
- (2) 建物若しくは工作物を設置し、又は撤去不能な植栽をすること。
- (3) 営利を目的とした栽培をし、又は行為をすること。
- (4) 鉄砲、銃刀類、爆発物その他これらに類する危険なものを製造し、又は保管すること。
- (5) 大型の金庫その他の重量の大きな物を搬入し、又は備え付けること。
- (6) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (7) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (8) 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫、猛獣、毒蛇その他の動物類を持ち込むこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 前項に掲げる違反行為を行ったと認められる場合は、条例第5条各号のいずれかの規定に該当したものとみなす。

(使用料の納付)

第10条 条例第7条に規定する使用料は、第4条第1項の契約の締結日から2週間以内に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第8条の規定により使用料を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、還付する額は、別表に定める計算式により算出する額とする。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰さない理由により、利用ができなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(修繕費用の負担)

第12条 汚損し、又は破損した建具、ガラス、畳表の取替え及び給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕(以下「軽微な修繕」という。)を除き、利用者が体験施設を使用するために必要な修繕は、町において行う。

2 前項の規定により体験施設の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を利用者に通知するものとする。この場合において、利用者は、正当な理由があると認められる場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。

3 第1項の規定に関わらず、利用者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは、当該利用者は、町の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 利用者は、町の承諾を得ることなく、軽微な修繕等を自らの負担において行うことができる。

(費用負担)

第13条 体験施設の利用に係る次に掲げる費用は、全て利用者の負担とする。

- (1) 電気、水道、ガス等の光熱水費及びCATV等の使用料
- (2) トイレの維持管理に要する費用
- (3) ごみの処理に要する費用

(4) 軽微な修繕等

(5) 前各号に掲げるもののほか、体験施設の利用上当然に利用者が負担しなければならない費用
(管理義務)

第14条 利用者は、体験施設の利用に当たり必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 町長は、条例第5条の規定により利用の許可を取り消したときは、田舎暮らし体験施設利用許可取消等通知書(様式第6号)により当該利用者に通知し、当該利用者との契約を解除するものとする。

(施設の明渡し)

第16条 利用者は、契約期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、当該契約の解除があった日の翌日から起算して1月以内に体験施設を明け渡し、及び搬入した物を撤去しなければならない。この場合において、既納の使用料は還付しない。

(損害負担)

第17条 体験施設において利用者が受けた損害は、利用者の負担とし、町長はいかなる責任も負わないものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

使用料を還付する場合の計算式

$$\text{還付金の額} = \text{既納の使用料} \times \text{残存月数} \div \text{利用予定月数}$$

備考 残存月数の計算については、各月において1日でも経過した場合は、当該月を利用したものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

田舎暮らし体験施設利用申請書(新規)

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

田舎暮らし体験施設利用許可通知書(新規)

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

田舎暮らし体験施設利用申請書(継続)

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

田舎暮らし体験施設利用許可通知書(継続)

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

田舎暮らし体験施設利用中止届出書

[別紙参照]

様式第6号(第15条関係)

田舎暮らし体験施設利用許可取消等通知書

[別紙参照]

様式第1号(第2条関係)

田舎暮らし体験施設利用申請書(新規)

年 月 日

身延町長 様

身延町田舎暮らし体験施設条例等を遵守の上、次のとおり体験施設の利用を希望するので申請します。

施設名称					
利用期間	年 月 日～		年3月31日		
ふりがな 申請者			職業 (勤務先)	()	
住所	〒 —				
電話番号 (携帯番号)	()		()		
家族の構成及び施設利用者について					
氏名	年齢	性別	続柄	職業	住所 (申請者と違う場合のみ記入)

添付書類

- ・体験施設利用計画書(様式自由)
- ・申請者の所得証明書等(源泉徴収票の写しでも可)
- ・住民票の謄本又は抄本

身延町田舎暮らし体験施設利用計画書

利用者氏名

利用目的・内容

利用頻度